

毎週火、金曜日発行(但休日相当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇ 条例
職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 鳥取県税条例の一部を改正する条例
- 世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県婦人更生資金運営委員会設置条例の一部を改正する条例
- 鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例
- 県有船舶使用料条例の一部を改正する条例
- 県立学校入学選抜手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例の一部を改正する条例

条例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十八年七月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十四号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項中「定時制通信教育手当」の下に「農業改良普及手当」を加える。

第十一条の五の次に次の一条を加える。

(農業改良普及手当)

第十一条の六 農業改良普及手当は、農業改良助長法(昭和二十三年法律第六十五号)第十四条の二第一項に規定する職員が、農業改良研究員、専門技術員及

び改良普及員の任用資格等を定める政令施行規則（昭和二十七年農林省令第七十一号）第十二条の定めるところによりもつぱら農業改良助長法第十四条の第二項又は第四項の事務に従事した場合に支給する。

2 農業改良普及手当の月額、当該農業改良普及手当の支給を受ける者の給料月額に左の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 専門技術員 百分の八

二 改良普及員 百分の十二

別表第七中「若桜小学校来見野分校」を「若桜小学校諸鹿分校」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十八年四月一日から適用する。

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十八年七月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第一条 職員等の旅費に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第十号を次のように改める。

十 企業局の職員（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十六条に規定する企業職員を除く。）

（鳥取県職員の共済制度に関する条例の一部改正）

第二条 鳥取県職員の共済制度に関する条例（昭和三十年十月鳥取県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号を次のように改める。

二 企業局の職員

附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十八年五月二十日から適用する。

鳥取県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十八年七月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十六号

鳥取県条例の一部を改正する条例

鳥取県条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「狩猟者税」を「狩猟免許税」に、「第一節 軽油引取税（第三百三十六条—第三百五十三条）」を

「第一節 軽油引取税（第三百三十六条—第三百五十三条）第二節 入 猟 税（第三百五十四条—第三百五十七条）」に改める。

第二条第二号中「督促手数料、」及び「延滞加算金」を削り、同条第五号中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。

第三条第一号中「狩猟者税」を「狩猟免許税」に改め、同条第二号中「軽油引取税」を「入 猟 税」に改める。

第九条第一項中「及び第二百二十七条第一項の狩猟者税」を「並びに証紙徴収の方法により徴収される狩猟免許税及び入猟税」に、「徴税令書」を「納税通知書」に改める。

第二十一条中「狩猟者税及び軽油引取税」を「狩猟免許税、軽油引取税及び入猟税」に改める。

第二十三条の見出しを「（災害等による期限の延長）」に改め、同条第一項中「県税の納期限」を「法又はこの条例に定める書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付に関する期限」に改め、同条第二項中「娛樂施設利用税、料理飲食等消費税又は軽油引取税に係る納期限」を「法又はこの条例に定める娛樂施設利用税、料理飲食等消費税又は軽油引取税に係る書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限」に改め、同条第三項中「納期限までに」を「法又はこの条例に定める書類の提出又は納付

若しくは納入に関する期限までに」に、「納期限の延長」を「期限の延長」に改め、同条同項第二号中「税額」の下に「又は書類の名称」を加える。

第二十四条中「三銭」を「四銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)」に、「徴税令書」を「納税通知書」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の延滞金の確定金額に十円未満の端数があるとき、又はその全額が十円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除

第三十一条第一項中「信託会社」の下に「(信託業務を兼営する銀行を含む。)」を加える。

第三十六条の見出しを「(個人の県民税の納税通知書等)」に改め、同条中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。

第三十七条の二第一号及び第二号中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。

第四十七条の二第一項中「信託会社」の下に「(信託業務を兼営する銀行を含む。)」を加える。

2 前項の納税義務者は、所得税に係る修正申告書を政府に提出した場合、所得税に係る更正若しくは決定の通知を受けた場合又は所得税に係る不服申立てに対する決定書若しくは裁決書の送付を受けた場合においては、当該申告書を提出し、当該通知を受け、又は当該送付を受けた日から十日以内に、総理府令第七条の定めるところにより、その旨その他当該納税義務者の事業の所得の計算に必要な事項を知事に申告しなければならない。

第六十一条に次の三項を加える。

4 建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第三項の専有部分の取得があつた場合においては、当該専有部分の属する一むねの建物

(同法第三条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)の価格を同法第十条に規定する計算の例によつて算定して得られる専有部分の床面積の割合(専有部分の天井よりの高さ、附帯設備の程度等について著しい差違がある場合においては、その差違に依りて総理府令第七条の三の規定により当該割合を補正した割合。次項において同じ。)によつてあん分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

5 建物の区分所有等に関する法律第二条第四項の共用部分のみの建築があつた場合においては、当該建築に係る共用部分に係る同法同条第二項の区分所有者が、当該建築に係る共用部分の価格を同法第十条に規定する計算の例によつて算定して得られる専有部分の床面積の割合によつてあん分して得た額に相当する価格の家屋を取得したものとみなして、不動産取得税を課する。

6 家屋が建築された場合において、当該家屋のうち造

作その他の附帯設備に属する部分でそれらの部分以外の部分(以下本項中において「主体構造部」という。)と一体となつて家屋として効用を果しているものについては、主体構造部の取得者以外の方がこれを取り付けたものであつても、主体構造部の取得者が附帯設備に属する部分をもあわせて当該家屋を取得したものとみなして、これに対して不動産取得税を課する。この場合においては、主体構造部の取得者が納税通知書の交付を受けた日から三十日以内に、附帯設備に属する部分の取得者と協議の上、当該不動産取得税の課税標準となるべき価額のうち附帯設備に属する部分の取得者の所有に属する部分の価額を申し出たときは、その部分の価額に基づいて附帯設備に属する部分の取得者に不動産取得税を課するものとし、主体構造部の取得者に課した不動産取得税の税額から附帯設備の取得者に課した不動産取得税の税額に相当する額を減額するものとする。

第六十一条の次に次の一条を加える。

(専有部分の床面積の割合の補正の申し出)
 第六十一条の二 総理府令第七条の三第三項の規定による申し出をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申出書に、家屋の区分所有者の全員が連署して、知事に提出しなければならない。
 一 家屋の区分所有者の住所及び氏名又は名称
 二 家屋の所在及び家屋番号
 三 家屋及び附帯設備の種類、構造及び床面積
 四 協議して定めた補正の方法
 「第九節 狩猟者税」を「第九節 狩猟免許税」に改める。
 第二百二十四条(見出しを含む。)中「狩猟者税」を「狩猟免許税」に改める。
 第二百二十五条を次のように改める。

(狩猟免許税の税率)
 第二百二十五条 狩猟免許税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる額とする。
 一 甲種狩猟免許を受ける者又は乙種狩猟免許を受け

る者で、次号に規定する者以外のもの 千五百円
 二 甲種狩猟免許を受ける者又は乙種狩猟免許を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもの 七百円
 三 丙種狩猟免許を受ける者 四百五十円
 第二百二十六条から第二百二十八条まで(これらの規定の見出しを含む。)中「狩猟者税」を「狩猟免許税」に改める。
 第二百二十八条第二項中「狩猟法施行規則(昭和二十五年農林省令第八号)第七条の規定による」を削る。
 第二百三十三条第一項中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。
 第二百五十三条の次に次の一節を加える。
 第二節 入猟税
 (入猟税の納税義務者)
 第二百五十四条 入猟税は、狩猟免許を受ける者に対し課する。
 (入猟税の税率)

第二百五十五条 入猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる額とする。
 一 甲種狩猟免許を受ける者又は乙種狩猟免許を受ける者 千円
 二 丙種狩猟免許を受ける者 三百五十円
 (入猟税の賦課期日)
 第二百五十六条 入猟税の賦課期日は、狩猟の免許を受けた日とする。

第一号様式及び第二号様式中

税額	円	加金	円
督促手数料	円	加金	円
延滞金	円	加金	円
申告金	円	加金	円
申告金	円	加金	円
申告金	円	加金	円

(入猟税の徴収方法)
 第二百五十七条 入猟税の徴収は、狩猟免許税の徴収の例によるものとし、狩猟免許税の徴収とあわせて行なうものとする。この場合において、第二十四条の規定に基づく延滞金の計算については、入猟税及び狩猟免許税の額の合算額によって同条の規定を適用するものとする。

税額	円	加金	円
延滞金	円	加金	円
申告金	円	加金	円
申告金	円	加金	円
申告金	円	加金	円

に改める。

に改め、同様式の備考の(1)中

第三号様式その一中

「事業税(個人)徴税令書」

を

「事業税(個人)納税通知書」

に、

「3銭」

を

「4銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、1日2銭)」

に、

税 額	十 万 千 百 十 円
督促手数料	
延 滞 金	
延滞加算金	

を

税 額	十 万 千 百 十 円
延 滞 金	

「徴税令書」

を

「納税通知書」

に改め、同様式のお知らせの項の1中

「徴税令書」

を

「納税通知書」

に改める。

注 意

延滞金について

納期限後に県税を納められる場合において税額が100円以上であるときは、当該税額100円(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)について1日4銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、1日2銭)の割合をもつて、納期限の翌日から納められる日までの日数により計算した金額に相当する延滞金額(10円未満の端数があるとき又はその全額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を当該税額に加算して納めてください。

第一号様式及び第二号様式中注意の項を次のように改める。

第三号様式その三中

「娯楽施設利用税徴税令書」

を

「娯楽施設利用税納税通知書」

に

「3銭」

を

「4銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、1日2銭)」

に

税 額	十	万	千	百	十	円
督促手数料						
延滞金						
延滞加算金						

を

税 額	十	万	千	百	十	円
延滞金						

に

に改め、同様式のお知らせの項の中

「徴税令書」

を

「納税通知書」

に改める。

第三号様式その二中

「税徴税令書」

を

「税納税通知書」

に

「3銭」

を

「及び条例第127条第2項の規定により課する狩猟者税」

を

「、条例第127条第2項の規定により徴収する狩猟免許税及び条例第157条の規定により徴収する入猟税」

「4銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、1日2銭)」

に

税 額	十	万	千	百	十	円
督促手数料						
延滞金						
延滞加算金						

を

税 額	十	万	千	百	十	円
延滞金						

に、同様式の備考の(1)中

「徴税令書」

を

「納税通知書」

に

に改め、同様式の備考の(2)中

「徴税令書」

を

「納税通知書」

00259

第三号様式その五中

「鉾区税徴税令書」

を

「鉾区税納税通知書」

に

「3銭」

を

「4銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、1日2銭)」

に

税 額	十	万	千	百	十	円
督促手数料						
延滞金						
延滞加算金						

を

税 額	十	万	千	百	十	円
延滞金						

に

改め、同様式の備考の(1)中

「徴税令書」

を

「納税通知書」

に

改め、同様式のお知らせの項の2中

「徴税令書」

を

「納税通知書」

に改める。

00258

第三号様式その四中

「自動車税徴税令書」

を

「自動車税納税通知書」

に

「3銭」

を

「4銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、1日2銭)」

に

税 額	十	万	千	百	十	円
督促手数料						
延滞金						
延滞加算金						

を

税 額	十	万	千	百	十	円
延滞金						

に

改め、同様式のお知らせの項の1中

「徴税令書」

を

「納税通知書」

に改める。

第二十一号様式及び第二十二号様式中

「 3
10,000 」

を

「 2
10,000 」

に改める。

第十四号様式及び第十五号様式中

「三銭」
を

「四銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)」

に改める。

(裏面)

第 号	督 促 状			
昭和 年度	税 目	税 額	期分 (月)	納期限 昭和 年 月 日
税 額	円			
延 滞 金	納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額100円(100円未満の端数は切り捨てる。)につき1日4銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、1日2銭)の割合で計算した金額			
加算金	円			
加算金	円			

(注) 用紙の大きさは、郵便はがき大とする。

上記のとおり、滞納となつていますから、至急鳥取県本(支)金庫に納付してください。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 団

備考 地方税法第15条の3の規定によつて徴収猶予を受けた税についての延滞金は上記にかかわらず、1日2銭の割合で計算した額です。

お知らせ

- 1 督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産差押を受けなければならないこととなります。
- 2 この督促について不服がある場合は、この督促状を受けとつた日の翌日から起算して30日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。審査請求はなるべく県税事務所長を経由して提出してください。

第十三号様式の裏面を次のように改める。

改め、同様式のお知らせの項の1中

「徴税令書」

を

「納税通知書」

に改める。

第二十三号様式中

「三銭」

を

「四銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)」

に改める。

第二十五号様式中

3

10,000

を

2

10,000

に改める。

第三十二号様式中

3

10,000

を

2

10,000

に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十八年十月一日から施行する。ただし、第五十八条、第六十一条及び第六十一条の二の改正規定は公布の日から施行し、狩猟者税に関する改正規定(第百三十三条の改正規定を除く。)及び入猟税に関する改正規定は昭和三十八年六月十五日から適用する。

(延滞金額に関する規定の適用)

2 この条例による改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)第二十四条の規定は、この条例の施行の日(前項本文に規定する施行の日をいう。以下同

じ。)以後に納付し、又は納入する延滞金額について適用する。ただし、当該延滞金額で同日前の期間に対応するものの計算については、なお従前の例による。

3 延滞金の納付又は納入の基因となる県税につき、この条例の施行の日前に督促状が発せられている場合において、当該県税に係る第一号の額が第二号の額をこえるときは、当該こえる額を、当該県税につき前項の規定を適用した場合において納付し、又は納入すべき額から控除する。

1 この条例の施行の日以後の期間(その督促状を発した日から起算して十日を経過した日の翌日がこの条例の施行の日の翌日以後であるときは、当該十日

を超過した日の翌日以後の期間)につき従前の延滞金額の計算の例により計算した額(その額の計算上の割合は、その計算の基礎となる税額百円につき一日二銭とする。)と当該税額に係る地方税法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第八十号)附則第九条第一項の規定を適用した場合における延滞加算金額との合算額

二 その督促状を発した日から起算して十日を経過した日における滞納税額に百分の五の割合を乗じて計算した額

4 この条例の施行の日前に納付又は納入の告知をした延滞金額については、当該告知の日において第二項本文の規定を適用した場合において納付又は納入すべき金額につき当該告知をしたものとみなす。

(督促手数料に関する経過措置)

5 この条例の施行の日前に発する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する規定の適用)

6 昭和三十八年十月一日前における新条例第六十一条第六項の規定の適用については、同項中「納税通知書」とあるのは、「徴税令書」とする。

(改正前の鳥取県税条例の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた県税の取扱い)

7 この条例による改正前の鳥取県税条例の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた県税については、なお従前の例による。

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十八年七月十日
鳥取県知事 石 破 二 朗
鳥取県条例第三十七号

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例(昭和三十一年十二月鳥取県条例第三十三号)の一部を次のように改

貸付金の種類		貸付金額の限度	すえ置期間	償還期限	備考
更生資金	生業費	一五〇、〇〇〇円	最終貸付日の日から一年以内	すえ置期間経過後 六年以内	貸付限度 特に必要と認められる場合二〇〇、〇〇〇円以内
	支度費	一五、〇〇〇円	最終貸付日の日から六月以内	すえ置期間経過後 八年以内	貸付期間二年以内
	技能習得費	月額 一、五〇〇円	習得期間満了後六月以内		
身体障害者更生資金	生業費	一五〇、〇〇〇円	最終貸付日の日から一年以内	すえ置期間経過後 八年以内	貸付限度 特に必要と認められる場合二〇〇、〇〇〇円以内
	支度費	一五、〇〇〇円	最終貸付日の日から六月以内		
	技能習得費	月額 一、五〇〇円	習得期間満了後一年以内		
生活資金	生活費	月額 三、〇〇〇円	習得期間満了後又は療養資金の最終貸付日から六月以内	すえ置期間経過後 三年以内	貸付期間六月以内
	出産費	五、〇〇〇円	最終貸付日の日から六月以内		
	葬祭費	五、〇〇〇円			

正する。

別表の二の四の(ロ)次に次のように加える。

別表の三の表を次のように改める。

(ロ) 住居を移転するために必要な住宅の賃借に際し必要な経費(以下「転宅費」という。)

住宅資金	住宅補修費	三〇,〇〇〇円	最終貸付けの日から六月以内	すえ置期間経過後	六年以内
	増改築費	一〇〇,〇〇〇円		すえ置期間経過後	三年以内
修学資金	転宅費	二二,〇〇〇円	高等学校卒業後六月以内	すえ置期間経過後	五年以内
	資金	五〇,〇〇〇円		すえ置期間経過後	五年以内
療養資金	資金	一〇〇,〇〇〇円	最終貸付けの日から六月以内	すえ置期間経過後	五年以内
	資金	一〇〇,〇〇〇円		すえ置期間経過後	六年以内

附則
この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県婦人更生資金運営委員会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十八年七月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十八号

鳥取県婦人更生資金運営委員会設置条例の一部を改正する条例

鳥取県婦人更生資金運営委員会設置条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「償還期間の延長」を「償還金の支払猶予」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十八年七月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十九号

鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例

鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

本則の表の鳥取県農業改良普及所の項中「津ノ井村」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十八年四月二十二日から適用する。

鳥取県船舶使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十八年七月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十号

鳥取県船舶使用料条例の一部を改正する条例

鳥取県船舶使用料条例(昭和三十七年十月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表中「久松丸 二、一五〇円」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県立学校入学選抜手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十八年七月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十一号

鳥取県立学校入学選抜手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県立学校入学選抜手数料徴収条例(昭和二十三年四月鳥取県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県立高等学校入学選抜手数料徴収条例

第一条を次のように改める。
第一条 県立高等学校の入学志願者(転学志願者(県内の県立高等学校相互間の転学志願者を除く。)及び編入学志願者を含む。以下同じ。)に対しては、この条例の定めるところにより入学選抜手数料を徴収する。ただし、通信制の課程の入学志願者に対しては、これを徴収しない。

第二条中「三百円」を「三百五十円」と改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一を次のように改める。

別表第一

補償基礎額表

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	五年未満	五年以上一〇年未満	一〇年以上一五年未満	一五年以上二〇年未満	二〇年以上二五年未満	二五年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	四六七円	七〇五円	一、〇三九円	一、三四四円	一、六四四円	一、八六七円
学校薬剤師の補償基礎額	三六七円	五三二円	七五九円	一、〇〇九円	一、三四二円	一、四二五円

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和三十八年七月十日
鳥取県知事 石 破 二、朗

鳥取県条例第四十二号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

備考

一 医師、歯科医師又は薬剤師(以下「医師等」という。)(としての経験年数は、医師等の免許を取得した後のものとする。
二 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等としての経験年数に加えた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用する。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)若しくは旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を卒業した後実地修練を経た者 一年

二 学校教育法による大学院において博士の学位の授与を受けるに必要な能力を与えるための課程を修了した者 医師及び歯科医師にあつては四年、薬剤師にあつては五年

三 学校教育法による大学院において修士の学位の授与を受けるに必要な能力を与えるための課程を修了した者 医師及び歯科医師にあつては四年、薬剤師にあつては五年

修了した者 二年

四 旧大学令による大学院又は研究科の第二期若しくは後期の課程を修了した者 五年

五 旧大学令による大学院又は研究科の前期の課程を修了した者 三年

三 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等としての経験年数から減じた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用する。

一 旧専門学校令による専門学校で修業年限が五年のものを卒業した者 二年

二 旧専門学校令による専門学校で修業年限が四年のものを卒業した者 医師及び歯科医師にあつては三年、薬剤師にあつては一年

三 旧専門学校令による専門学校で修業年限が三年のものを卒業した者 歯科医師にあつては四年、薬剤師にあつては二年

四 前二号に該当しない者については、公立学校の学

校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和三十二年政令第二百八十三号。以下「政令」という。)別表第一備考第四号本文の規定に基づき文部大臣の定めるところにより、前二号に準じて医師等としての経験年数を加減する。ただし、旧大学令による大学を卒業した後実地修練を経なかつた者及び政令別表第一備考第四号ただし書の規定に基づきこれと同程度の者として文部大臣が指定する者については、この限りでない。

別表第四第二種障害補償第六級の項中「二二七」を「二三七」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例別表第一の規定は、昭和三十七年十月一日から適用する。

警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例の一

部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十八年七月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十三号

警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例(昭和二十九年九月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例

第一条中「及び第五項」及び「並びに派出所及び駐在所の設置」を削る。

第三条を削る。

別表の鳥取県鳥取警察署の項中「津の井村」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十八年四月二十二日から適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目
鳥取県鳥取市栗谷町

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
定価 一月毎 二五〇円(郵送料共)